

概要

審査請求人(以下「請求人」という。)に残存する障害は、障害等級第 7 級に該当するとして、障害等級第 10 級に該当するとした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、〇会社において渉外担当として就労していた。平成〇年〇月〇日業務を終えてバイクを運転し〇会社へ帰る途中、軽トラックが雪でスリップし、接触してきたため、転倒負傷した。

負傷後、〇病院へ救急搬送され、「右脛骨腓骨開放性粉碎骨折、右下腿不全断裂」と診断され、治療をした結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒となった。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労災保険法施行規則別表第 1 に定める障害等級併合第 10 級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

交通事故により受けた障害は、決定された等級よりも上位の等級である。

検査数値だけで判断せず、日常生活上の障害の度合いで判断して欲しい。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

(1) 右下肢の機能障害

主治医、労災協力医の関節可動域測定結果から、右足関節における可動域は健側の可動域に比し 3/4 以下の制限が認められ、「1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの」に相当し、第 12 級の 7 に該当する。

(2) 右足指の機能障害

主治医、労災協力医の関節可動域測定結果から、右母趾における可動域は、IP 関節にあっては完全強直、MTP 関節にあっては健側に比しほぼ 1/2 程度に制限されており、右母趾の用を廃したものと認められ、「1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指の用を廃したもの」に相当し、第 12 級の 11 に該当する。

(3) 右下肢の変形障害

主治医診断書上、変形障害の記載はないものの、自賠責の後遺障害等級において変形障害が評価されているため、レントゲン写真により確認したところ、平成〇年〇月〇日撮影の左脛骨の直径は約 3 cm、平成〇年〇月〇日撮影の右脛骨の直径は約 2 cm であることが確認され、2/3 以下の減少が認められ「長管骨に変形を残すもの」に相当し、第 12 級の 8 に該当する。

(4) 右下肢の神経症状

右下腿開放粉碎骨折による右下肢の痛みなどの神経症状が認められ、その程度は、通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すものに相当し、「局所の神経症状を残すもの」第 14 級の 9 に該当する。

(5) 右下肢の短縮障害

労災協力医の測定結果から、下肢長は、右 80.5 cm、左 81 cm であり、1 cm 以上の短縮には至らず、障害等級には該当しない。

(6) 右下肢の醜状障害

右下肢中央部中心に醜状痕が認められるが、その大きさは手のひら大には至らず、障害等級には該当しない。

(7) 以上のことから、本件は、右下肢の機能障害が第 12 級の 7、右足指の変形障害が第 12 級の 11、右下肢の変形障害が第 12 級の 8、右下肢の神経症状が第 14 級の 9 にそれぞれ該当し、右下肢の機能障害と神経症状は通常派生する関係にあるもので上位等級の第 12 級の 7 をもって認定し、これと右足指の機能障害とはみなし系列として取り扱うことから、併合の方法を用い準用等級を定め準用第 11 級とし、これと右下肢の変形障害は系列を異にするため併合し、併合第 10 級となる。

したがって、請求人に残存する障害は、障害等級併合第 10 級に該当するものと判断した。

4 審査官の判断

(1) 右足関節の機能障害について

当審査官が依頼した鑑定医の意見書（以下「鑑定書」という。）の関節可動域測定表によれば、患側（右）背屈 0° 底屈 40° 健側（左）背屈 25° 底屈 50° である。

よって、患側（右）足関節の主要運動である屈伸運動は 40° であり、健側（左）75° に比して 3/4 以下に制限されていることから、「1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの」障害等級第 12 級の 7 に該当するものと判断する。

(2) 右足指の機能障害について

鑑定書によれば、右下腿の神経及び筋損傷が原因により、右第 1 趾の自動運動は認められず、中足指関節の可動域が健側の 1/2 以下に制限されていることから、「1 足の第 1 の足指の用を廃したものの」障害等級第 12 級の 11 に該当するものと判断する。

(3) 右下肢の変形障害について

鑑定書において、平成〇年〇月〇日撮影の CT により確認したところ、右脛骨の骨幹部に偽関節が認められることから、「1 下肢に偽関節を残すもの」障害等級第 8 級の 9 に該当するものと判断する。

(4) 右下肢の神経症状について

鑑定書において、右下腿骨幹部偽関節部に圧痛を認めると所見されていることから、「局部に神経症状を残すもの」障害等級第 14 級の 9 に該当するものと判断する。

(5) 右下肢の醜状障害について

労災協力医は意見書において、右下肢中央部中心に醜状痕が認められるが、その大きさは手のひら大には該当しないと所見されていることから、障害等級には該当しない。

(6) 以上より、請求人の残存障害は、右足関節に障害等級第 12 級の 7、右足指に障害等級第 12 級の 11 に該当する機能障害が残存するものと認められる。

(7) 右下肢に障害等級第 8 級の 9 に該当する変形障害が残存するものと認められ、また、右下腿骨幹部偽関節部には障害等級第 14 級の 9 に該当する神経症状が残存するものと認められるが、この神経症状は、右下肢の変形障害に通常派生する関係にあるため、上位等級である障害等級第 8 級の 9 と認定する。

(8) 右足関節の機能障害と右足指の機能障害はみなし系列として取り扱うことから、併合の方法を用いて準用第 11 級、さらに、系列を異にする右下肢の障害を併合し、併合等級第 7 級相当に該当するものと判断される。

したがって、監督署長が請求人に対してなした障害補償給付に関する処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。